

府営公園の指定管理者公募に係る競争性の確保について

対象受検機関：都市整備部都市計画室公園課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)								
<p>1 府営公園の指定管理者制度について 府では、府営18公園の管理業務をより効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2第3項及び大阪府都市公園条例第16条の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。このうち平成28年度末に指定管理期間を満了する9公園について、平成29年度から平成33年度までの指定管理者の公募を行い、外部有識者で構成される「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」の選定結果を受けて指定管理候補者が決定され、府議会の議決を経た上で、指定管理者が決定された。</p> <p>2 これまでの指定管理者公募に係る課題等 指定管理者制度の導入により、委託料の削減、来園者数の増加等の効果があったものの、公募に際して下記の課題があった。</p> <p>(1) 応募者数の減少（競争性の低下） 府営9公園の応募者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="338 961 1261 1192"> <thead> <tr> <th>指定期間</th> <th>応募者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期 平成18年度～平成20年度</td> <td>59社・団体</td> </tr> <tr> <td>第2期 平成21年度～平成23年度</td> <td>23社・団体</td> </tr> <tr> <td>第3期 平成24年度～平成28年度</td> <td>22社・団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受検機関による分析</p> <p>ア 公募に当たって、価格重視、収益事業禁止等であったため、府営公園の魅力づくりや賑わい創出のアイデアを引き出す制度運用が不十分であった。</p> <p>イ 管理実績額と同額を参考価格にする方法について、府が求める品質維持が可能な経費を、参考価格として適切に積み上げることが不十分であった。</p>	指定期間	応募者数	第1期 平成18年度～平成20年度	59社・団体	第2期 平成21年度～平成23年度	23社・団体	第3期 平成24年度～平成28年度	22社・団体	<p>平成28年度に行った9公園に係る指定管理者の公募については、競争性を高めるために、参考価格の算定方法の見直しや賑わい創出につながる収益事業の提案を取り入れるなど、一定の見直しを行ったものの、前期公募時に比し競争性が低下し、1者応募は4公園から6公園に増加している。また、総応募者数は22者から14者に減少している。</p> <p>参考価格の算定方法の見直しにより指定管理者との契約額は上がったものの、応募者数は減っており、今回の制度の見直しの効果が十分発揮されたとはいえない。</p>	<p>指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、経費の節減等を図っていくことで、施設の設置目的を効果的、効率的に達成するための制度であり、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義がある。しかしながら、一定の制度の見直しを行っても、競争性が低下してきている現状に鑑みると、指定管理者の公募に係る説明会等に参加したにもかかわらず、応募しなかった事業者等にヒアリングするなど、その要因を事業者の視点に立って、より詳細に分析されたい。</p> <p>その上で、必要に応じて、関係部局等と協議・調整等を行いながら、住民サービスの向上を目指し、事業者が指定管理者への参入に意欲を持つような仕組みについて、より一層の検討を進められたい。</p>
指定期間	応募者数									
第1期 平成18年度～平成20年度	59社・団体									
第2期 平成21年度～平成23年度	23社・団体									
第3期 平成24年度～平成28年度	22社・団体									

3 今回公募（平成29年度～平成33年度）における競争性を確保するための取組について

(1) 競争性を確保するための見直しについて

収益事業の拡大、指定管理者の裁量を高める工夫	公園の活性化や利用者サービスの向上を図るため、収益事業を実施可能とし、「賑わい創出につながる収益事業の提案」を新たに評価項目に加えた。
品質評価の比重拡大	指定管理者のやる気と積極的な提案を引き出すため、選定に関する評価項目において、価格点 <b>60</b> 点、品質点 <b>40</b> 点であった配点割合を、価格点 <b>50</b> 点、品質点 <b>50</b> 点に変更し、「賑わい創出につながる評点」 <b>10</b> 点を創設し、非常にウエイトの大きい配点とした。
参考価格の算定方式の見直し	これまでは、前回の契約実績額をベースに参考価格を設定していたが、支出については実勢価格等による積算に基づき参考価格を設定することとした。ただし、収入については、利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、直近3年の実績の最高値を用いて算定することとした。

(2) 9公園の参考価格について（1年間）

	指定管理期間（平成24年度～平成28年度） 平成23年度参考価格 （≒平成22年度管理実績額）	指定管理期間（平成29年度～平成33年度） 平成28年度参考価格 （積上げ方式）
支出	1,305,980	1,464,765
収入	454,204	456,643
参考価格 （支出－収入）	851,776	1,008,122

平成23年度参考価格＝管理運営費（契約実績）－想定収入額（直近3年平均値）

平成28年度参考価格＝管理運営費（積上げ）－想定収入額（直近3年最高値）

(3) 9公園の指定管理者の契約金額について（1年間）

平成28年度契約額（千円）	平成29年度契約額（千円）
764,314	942,841

4 今回公募の結果について  
競争性を高めるための一定の見直しを行ったものの、前期公募時に比し1者応募は4公園から6公園に増加する一方で、総応募者数が22者から14者に減少し、競争性が低下した。

【前回公募時と今回公募時の応募団体数及び指定管理者】

公園名	平成24年度～平成28年度		平成29年度～平成33年度	
	応募団体数	指定管理者	応募団体数	指定管理者
箕面公園	4	メイプルハーツ企業共同体	4	メイプルハーツ企業共同体 ※
深北緑地	4	深北緑地パートナーズ	2	深北緑地パートナーズ
枚岡公園	4	(一財)大阪府公園協会	2	枚岡公園指定管理グループ
長野公園	1	都市公園長野公園管理共同体	1	都市公園長野公園管理共同体
錦織公園	4	みどり会	1	錦織公園指定管理グループ
住之江公園	1	都市公園住之江公園指定管理共同体	1	都市公園住之江公園指定管理共同体
住吉公園	1	都市公園住吉公園指定管理共同体	1	都市公園住吉公園指定管理共同体
浜寺公園	2	浜寺公園指定管理グループ	1	浜寺公園指定管理グループ ※
二色の浜公園	1	二色の浜公園管理連合会	1	二色の浜公園管理連合会
合計	22		14	

※ 構成団体の事業者の一部変更あり

措置の内容

競争性が低下してきている現状を鑑み、前回公募時の説明会に参加したものの応募が無かった13団体に対しヒアリングを行った結果、「指定期間が5年と短く投資に見合う利益が見込めない」「管理責任者の資格について応募時点で人材確保が困難」などの意見を得た。さらに、民間事業者の視点を取り入れるため、平成29年度から平成30年度にサウンディング型市場調査を実施し、延べ53団体と対話等を行い、賑わい施設の設置には「20年程度の指定期間の長期化が必要」であることを確認した。

また、事業者が指定管理者への参入に意欲を持つよう、令和元年7月には、新たな管理運営制度の導入検討のため事前事業提案募集を行い、運輸業・建設業・不動産業・飲食サービス業・コンサルタント業・NPO法人などこれまでに公園事業に参入したことのない事業者を含め31団体から49提案を受け、提案について外部有識者と共に妥当性等を検証した。

それらを踏まえ、指定期間を従来の5年間から20年間に長期化して、指定管理者が新たな施設を整備できる指定管理者制度を服部緑地、浜寺公園、二色の浜公園に導入することとした。併せて、全ての公園において、従来は応募時点としていた有資格者（造園施工管理技士又は技術士（建設部門 都市及び地方計画））の人材確保の時期を業務開始時点へと緩和することとした。

また、公園の一部区域で民間事業者が賑わい施設等の整備を行うP-PFI型施設整備を住吉公園に導入することとした。

上記の事業者視点に立った仕組みについては、令和3年度に予定している次回公募に反映する。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月4日、事務局：平成29年6月9日から同月26日まで）